

福祉教育委員会

令和5年3月16日（木）

午前9時58分～午後2時47分

議会第2会議室

【出席委員】村岡 卓委員長、西岡真一副委員長、諸富八千代委員、川崎健二委員、
松永憲明委員、川副龍之介委員、福井章司委員、重田音彦委員
山下明子委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

・保健福祉部 大城保健福祉部長
ほか、関係職員

【案 件】

・付託議案について

○村岡委員長

おはようございます。皆さんおそろいでございますので、時間より早いですが、ただいまより福祉教育委員会を開催いたします。

審査日程に基づき、当委員会に付託されました議案について審査していきたいと思いますが、審査に入る前に執行部のほうに御注意いただきたい点を申し上げます。

限られた時間で集中的な審議が必要でございますので、執行部におかれましては、説明は簡潔に心がけていただければと思います。特に、当初予算は非常にボリュームがございますので、新規事業は全て説明いただきたいと思いますが、経常的な経費については主なもの、前年度と比較して大きく変わったものを中心に説明をお願いいたします。また、答弁は役職に関わらず、質問に対して回答できる方が答弁されますようお願い申し上げます。

それから、付託議案に関連して現地視察を希望される場合は審査終了までにお申出ください。また、現地視察につきましては、議案に関連し、賛否の判断に関わるような場合などに実施することに留意していただきますようお願い申し上げます。

それでは、保健福祉部に関する議案の審査に入ります。

まず、第21号議案を審査いたします。執行部に議案の説明を求めます。

◎第21号議案 佐賀市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例 説明

○村岡委員長

それでは、ただいまの説明について委員の皆様からの御質疑をお受けいたします。御質疑ある方は挙手をお願いいたします。

○川副委員

この条例については多分昨年12月に委員研究会の中で報告があって、条例の検討会の内容等々の説明を受けたところであります。

その中で、その検討会の中では手話言語の普及関係、この名目を入れるか、入れないかという問題点もあったと思いますけど、先ほど説明でいろいろこういうふうにしたということの説明を受けましたけど、検討会の内容等を含め、これに決定した理由をもう一度、説明を受けたいと思います。

○上野障がい福祉課長

検討の経緯でございます。

条例の検討委員会ということで、去年からこれまで4回にわたり会議を開いていただきました。

第1回目から条例案の素案ということで出ささせていただいて、会議の中では、当初、コミュニケーション条例ということで一番最初の素案を出させていただきました。その中で、聾啞者の団体の方とかから手話言語ということの理解が非常に強く求められるという声もございました。そういった意見も踏まえまして、手話言語の普及も含めたところでのコミュニケーション条例ということで再度提案というか、素案ということで事務局のほうから検討委員会にお示したところです。そういった中で、タイトルではなくて、条例の内容的なものについてはほかの委員の方々も手話についての理解を得られたところではございます。

ただ、名称の部分について手話言語の普及ということを入れておりますけれども、それがあまり表に見え過ぎるというふうな御意見がございました。内容は分かるんだけど、名称として、そこに手話言語というのが入っていることで、全ての障がい者の条例というか、ほかの障がいの部分が軽く見られているというふうな御意見もその中にはあったところです。

趣旨的には手話言語の普及、日本語と同じで母語といいますけど、手話が言語であるということの理解というのが手話言語という言葉タイトルにつけている一番大きな部分です。それと、全ての障がい者のコミュニケーションの促進というのが2つ目の大きな目標でございます。両方の意味合いがこの条例の目的でございますので、それを端的にお示しするものとして、今回の条例名称にしたところでございます。

もともと聾啞団体の方が手話言語条例を求められたところもございまして、検討委員会の中ではそういった強い御意見、それから、聾啞者団体以外の団体の方からは、手話だけじゃないんだよ、自分たちもいるんだよというふうな御意見というところで意見がなかなかまとまらなかったというところはございます。それで、この手話言語を入れる、入れないという部分については、これは単純に委員の多数決で決めるべき問題ではないだろうということがございまして、それぞれの委員の御意見というのは承っておりますけれども、

賛成、反対、それぞれ意見はございますけれども、検討委員会の中では最終結論ということを出さずに、各委員の御意見をいただいたということで市のほうにお返しをいただいているところです。

全体の状況を鑑みまして、他都市の事例だったりというところもいろいろ考えはいたしました。他市の事例では、やはり今回御提案させていただいているタイトルと同じような制定例というのが多うございますけれども、その後の運用状況だったりとか施策の実施状況だったりとかいったところについても大きな問題はないということで、聞き取り調査の範囲内ですけれども、そういったお答えもいただいているところです。

そういった中で、名称をどうやっていくかというところで、基本に立ち返って、この条例の趣旨、目的というのをストレートに、端的に示すものとして、今回、手話言語の普及というのを入れた形でのコミュニケーション条例という名称に執行部としては決めさせていただいたところです。

○川副委員

この条例関係については多分前の文教福祉委員会のほうで提案されて、執行部のほうにいろんな協議をされたと思います。

そのときは、もともとは言語条例を普及させるために条例等を制定しようということでしたけど、それが文教福祉委員会の中でも視察に行く中でコミュニケーション条例、全ての障がい者を網羅できる条例がいいんじゃないかという、これについても多分委員会の中でもどっちがいいのなかなか定まらなくて、執行部といろんな掛け合いをしながらこのほうに持っていったんじゃないかなということだと思います。なかなか名称というのは——すみません、すんなり決まったということでしたけど、名称を含めて、やはり全てを網羅する条例は非常に難しいんじゃないかなと思います。

先ほどこの条例の名称関係、内容関係に決定したことは課長のほうから言われましたので、大体理解できますけど、ただ、やはり課長の説明の中で、いろんな団体のほうから意見等も出されて、今回この件についても多分執行部のほうにも意見書、要望書関係が来ていると思いますけど、例えば、執行部のほうはどういう考え、あるいは意見書に対する答弁とか、そういうのがあれば、お願いしたいと思います。

○大城保健福祉部長

要望書に対する対応ということですが、まず、今出されている意見というのは検討委員会の中でも出されていた意見であります。

例えば、聴覚障がい者の方からは難聴者と聾者の違い、それから一方で、難聴者からは手話を使われていない方——要約筆記とか筆談が必要というような声がやっぱり上がっていたわけなんですよね。

それで、検討委員会の中で条例を検討していく中では、まず条文を先に皆さんに見ていただいたんですけれども、条文の内容については前文から8条ありますけれども、この分

については一定の理解はされたと。最後に残ったのがタイトルの問題というようなことになっております。我々としましては、やはり手話言語というのが一つの言語としての普及、これは一つ独立してあると。それからもう一つは、いろんな障がいの特性に合わせてコミュニケーションを充実させていきますよという、これがもう一つの目的にあるというようなことで、上野障がい福祉課長も言いましたように、2つの内容をタイトルに示すというようなことで考えてこの決断に至ったところです。

それで、先ほども言いましたけれども、この条例の根本に立ち返ってみますと、やはり全ての障がい者に対して、障がいに応じたコミュニケーションを充実させていくということです。やっぱりお互いの障がいというのを理解していかなければいけないというようなことになります。この精神を十分に理解していただくために、この周知を十分にやっていく、そしてまた、施策も当然やっていくというようなことになるかと思っています。

この条例を機に、実際、いろんな条例のつくり方、考え方はありますけれども、やはりこの手話言語の方が幅広いコミュニケーションがあるねとか、1本の条例にまとめていますので、例えば、点字とかいろいろ使われる方が、手話というのはやっぱり言語なんだというようなことも分かるということでは、やはりこの相乗効果というか、そういった、そもそもお互いを理解していきましょうという精神の条例ですので、そこをしっかりと理解していただいてこの条例は進めていきたいというふうなことでこの内容になったということです。以上です。

○川副委員

当然各団体の障がい者の理解を進めてこの条例を進めるということで部長の意見がありましたけど、条例の施行予定はありますけど、例えば、その前にいろんな団体に理解を求めるために何か執行部のほうから、この条例に関してまた説明をすとか理解を求めるために何か各障がい団体に話をすとか、そういうやつはもう考えていないということではないですかね。今後予定とかはありますか。

○大城保健福祉部長

今後というのがやっぱり我々に課せられた重要な課題であるというふうに思っております。

これは令和5年度の予算なんですけれども、次年度、幾つかこういったコミュニケーションの促進ということでいろんな事業も挙げてはおります。

議案質疑の中で私もちょっと申し上げたところなんですけれども、この条例というのは受ける側にとっては理解がいろいろ変わってくるというようなこともありますので、制定後の取組として、これはあくまで予定ですけれども、条例の意図を分かりやすく伝えるために、市民や事業所に対して略称とか通称といった工夫も必要かなというふうに考えております。それから、やはり関係者団体の中でいろんな意見がありますので、その垣根を取り払うというか、解きほぐすというか、そういったことで関係者団体からの意見もやっ

ぱり十分に聞いていかなければいけないと。これは周知するに当たって誤解を招かないようにということで私が言いましたので、そこはそれぞれの団体の意向もしっかり聞いていきたいとは思っております。以上です。

○山下委員

前の委員会の所管事務調査のときから重田議長と私がそのまま入っているので、経過は承知しながらのことなのですが、最初は手話言語条例の制定ということで要望が上がったところからスタートしたのは間違いないわけですが、その時点ですら、やっぱり手話だけじゃないんじゃないかという意見を出して、それで県議会に聞きにいったり、宮崎に行ったりする中で、障がいの違いを越えてあらゆる障がいの特性に応じたコミュニケーションをとっているのを見て、ああ、やっぱりこれはそのほうがいいねと、みんなに分かるようにしたほうがいいねということで、その委員会としてはそれがいいという話になったんですよね。これでいこうということで提言したわけですよね。だから、執行部としても、検討委員会には最初の素案はそれで出させていただいていただいたんだと思うわけなのですが。

私も2回ぐらい傍聴させてもらったんですけど、特に8月の終わりのぐっと手話が前面に出てきて激論だったときにちょうど傍聴させてもらったわけなのですが、確かに、本当に思いがぶつかり合っているなというのを感じました。だから、事務局も大変苦労されているだろうなというのもしひしひしと伝わってはきたわけです。そのときに部長が最後に自分の思いとしてはと言いながら、できればそこは手話というのを入れずに、情報コミュニケーションということでやってもらいたいなという思いはあると発言されていたのが私は印象深かったんです。後で聞いたら、検討委員会の方たちもそこに少し望みをつないでおられたんですよね。それで、事務局預かりになったところでやっぱりこれになっちゃったということだと、何か絶望的だという言葉すら出てきているという、それはちょっと、本当にまずくないかなという感じがしています。

それで、資料で出されているパブリックコメントの意見の中でも、あえて手話というのを入れることによって、自分たちのことじゃないと思ってしまうんじゃないかという言葉だとか、何かそこに対する違和感の意見というのが7つか8つか多分あったと思うんですが。

ですから、傍聴していたときも聾者の団体の方も、例えば、2本立てにしたらいじゃないかという意見をおっしゃったり、それから、結論を急がずにもう少し時間をかけてという言葉すら出ていたと思うんですね。でも、そのときには2024国スポ・全障スポに向けてやったほうがいいのかから、そこは早くつくりたいよという声だったり、2本立てにしたいという声はほかの委員からも出ていましたが、事務局が、いや、2本立てにはしませんと言ってしまったために、そこはそれ以上進まなかったわけなんですよね。

それで、全国的なことを調べたときもおっしゃっていましたが、全国の中には敦賀市だとか、手話言語条例と情報コミュニケーションのほうと2本立てで同じ日に制定というふうになっているところが幾つか出てきているんですよ。だから、多分そういう所は同じよ

うな迷いの中で出てきたんじゃないかなと思うんですが、そこら辺の聞き取りなんかはされたかどうかというのを。

だから、2つ質問です。部長が検討会のおっしゃっていた言葉から、今回のここに至るまでの心の整理はどうされていたんだろうかということと、2本立てということに関しては何か調べられたかどうかということ。

○大城保健福祉部長

まず、私が委員会の中で発言したコメントということですが、検討委員会の中では、やはりこの名称のタイトルの頭に手話言語をつけるということは、最初にぱっと見た方が手話言語の条例だと捉え方を間違えるというようなことがありましたので、条文の内容はそのままにして、タイトルは手話言語を外したほうがいいんじゃないだろうかという意見を私のほうが皆さん方に提案したところです。

我々が最後に条例の名称を決めた理由というのは、やはり手話言語が一つの言語であるという一つの目的と、もう一つがコミュニケーションの普及ということで2本立てになっておりますので、やはりその2本立てで条例のタイトルも決めたほうがいいだろうというようなことで決めております。

それからもう一つが、全国の2本立てを調べたかということだったですね。

まず最初に断っておきますけれども、2本立てと1本立て、これはどちらが正しいとか間違いかということじゃないです。これはそれぞれの市町村の考え方ということになります。

全国では多くの自治体が2本立てでされています。我々はどちらかということ、2本立ての自治体に対してお話を聞いて、お話を聞く中では、手話もコミュニケーションも大事だからお互いに頑張っていきましょうねと、大事にしていきましょうねというようなことで運用されているところが多かったというようなことで、そこは私たちもちょっと安心しているところでもあります。

(発言する者あり)

2本立てというのは、手話言語条例を1本つくって、コミュニケーション条例をつくるというのが2本立てですね。すみません、私が言うのをちょっと間違ったんですかね。

(発言する者あり)

どちらかということ、1本のほうの自治体を調査して、運用できているというようなことを聞いております。

やはり2本立てよりも1本立てということで我々が選択したわけですが、先ほども言いましたとおり、手話言語とコミュニケーションですね、これはお互いに規定することによってそれぞれ理解し合える、この条例の精神といいましょうか、そういった共通の理解といいましょうか、それを互いに理解してそれぞれを充実させていくということにつなげたいと思っておりますので、こういった形にしております。

今現在、いろんな現状がありますので、このことについては今後の運用ということで、先ほど川副委員からもありましたけれども、施策を充実させていくとか、そういった団体の方のいろんな受け取り方の違いがあるというところについては、その分は説明をきちんとやっていきたいというふうに思っております。以上です。

○山下委員

所管事務調査を受けて提案したのは、議会としては、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用という意味での提案だったと思うんですね。だから、検討会のときも部長は、議会としてもそういうことを提案されていたことだしということもおっしゃっていただきながらの、さっきちょっと紹介したようなコメントを出しておられたと理解しているんですが。

そのときは、手話が言語であるということも聞き取りをしていたから、そこもちゃんと入れながら、でも、やっぱり全体だという話を位置づけたわけですよ。ところが、手話を入れることによって、私たちは排除されたと思う人をわざわざつくるようなやり方をする必要あるんだろうかということなんです。せっかくいいものをつくろうとしているときに、片一方を排除されたと思わせるようなタイトルを何であえてつくるのかというのがすごく疑問になってきたんですよ。

だから、もともと1本だったけれども、それは手話が入らない上での1本とって思っていたが、こういうふうにすることによって、何か対立構図を生んでしまうようなことだったら考え直したほうがいいんじゃないだろうかという思いを持つんですが、その辺は要望書との関係でどんなふうを受け止めておられるのでしょうかね。

○大城保健福祉部長

先ほども申し上げましたけれども、検討委員会の中でも、中途失聴者の方から手話を使えない方への配慮もお願いしたいという意見も上がっておりますので、そういった内容は検討委員会の中にも意見として上げて議論していただいております。

この条例につきましては、手話言語を一つの言語として普及させるということと、コミュニケーション条例ということで2本立てで独立しておりますので、佐賀市としましては、この2つの目的を1つの条例にするというようなことにしておりますので、手話言語が頭にあるから、コミュニケーションの中でも手話言語を優先させますよということではありません。コミュニケーション自体はそれぞれその特性に応じて、佐賀市のほうも促進を充実させていくということでもありますので、誤解されている皆さんは、手話が強制されるとか、手話がここにあるから分断されるとか、そういったことを思われているかも分かりませんが、条例の趣旨としては決して手話を優先するとかではなくて、全ての障がい者の特性に応じたそのコミュニケーション手段をレベルアップさせていくと、底上げをするというようなことですので、手話が入ってきたから条例の趣旨が手話だけに偏るとか、そういったことは我々は決して考えておりません。条例自体ができることによって全ての

コミュニケーション、そして、手話言語がある程度皆さんに理解されていくというようなことを願ってのこの条例であります。以上です。

○山下委員

誰も手話が強制されるなんて思っていないですよ。そんなことを思っているわけじゃないんですよ。逆に、手話が先に来ていることによって、視覚障がいの方は、ああ、うちのことはちょっと違うというふうに思われそうなので、これを言うのはなかなか苦労しそうだという意見をおっしゃっていたと思うし、それこそ知的、あるいは精神の障がいをお持ちの方だったら、言語そのものが、言語のコミュニケーションだけじゃないんですよという話も出ていましたよね。まばたきだとか、体の動きでのコミュニケーションだったりするから、検討会のために手話が言語とかいう以前の、言語だけじゃないよというのまで含めて意見が出ていたと思うんですよ。

だから、そういう意味で、説明の中でも手話が言語であるということが1本あって、もう一つはというふうにおっしゃるんだったら、本当に割り切って2つに分けて、手話が言語であるということをつくりたかったら、それはそれでつくったらいいし、一方で、本当に多様な障がいの特性に応じたコミュニケーションというのは、それはそれで淡々とつくるといふふうに考え直すということができないのだろうかという点ではどうなんでしょうか。

○大城保健福祉部長

佐賀市の執行部としては、今、条例を上程しておりますので、考え直すということではなくて、この条例でお願いしますということで今皆さんにお諮りしているところであります。

ですから、2本立てにできなかったのかというのは、検討の中ではもちろん我々はやりましたけれども、最終的な結果が、執行部としては1本にまとめたほうがいいだろうというようなことで提案しているところです。以上です。

○村岡委員長

では、ほかの御意見の方。

○川崎委員

これまでの経緯を十分に分からずに発言しています。間違ったことを申し上げたら失礼します。

質問なんです、手話言語の普及というのはどういったことを意味されているんですか。

○上野障がい福祉課長

手話言語の普及という意味なんですけれども、手話言語と手話というのを区別して使い分けをさせていただいています。

手話というと、手話だったり、筆談だったりというコミュニケーションの手段という部分の意味合いがあるんですが、手話言語ということになると、手話が言語、日本語とか英

語とかそういうのと一緒に、一つの言語文化というものですよということを意味している言葉になります。ですので、全ての障がい者のコミュニケーション手段の促進ということになると、どちらかという、手段のほうの部分になりますけれども、手話言語の普及ということになりますと、それは手話が言語文化だよということの意識づけということの意味合いになっております。

○川崎委員

分かりました。

でも、それは普及という言葉じゃないと思うんですよ。理解促進とか啓発とか。普及というのは、例えば、携帯電話が普及したというときは携帯電話を使うんですよ。ですから、第4条には「障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を自ら選択し、利用できる」ということだから、それはまた合わないですね。それで、普及という言葉は理解促進じゃないんですかということ、もう一度質問です。

○上野障がい福祉課長

今おっしゃったような意味合いでございます。

普及という意味は携帯電話の普及とかもありますけれども、手話言語の普及が意味するところは理解の促進ですね。もちろん、手話の普及ということになれば、そういうツールの部分的な部分、手段的部分的な促進というのはもちろんございますけれども、手話言語の普及ということの意味合いとしては、委員おっしゃられたとおり、理解の促進、啓発というか、そういう考え方を一般の方により理解していただくというふうな意味合いで使わせてもらっております。

○川崎委員

これは意見ですけども、例えば、似たようなものではユニバーサルデザインとかありますよね。あれは広くみんなが使うようになる。だから、私はユニバーサルデザインとかだったら普及でいいと思うんです。けれども、手話言語の普及という言葉が果たしていいのかどうか、ちょっと疑問が残ります。以上です。

○村岡委員長

では、ほかに御質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに御質疑がないようでございますので、第21号議案の質疑を終わります。

次に、第26号議案を審査いたします。執行部に説明を求めます。

◎第26号議案 佐賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例 説明

○村岡委員長

それでは、ただいまの説明につきまして御質疑をお受けいたします。御質疑ある方、挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では、ほかに御質疑はないようでございますので、第26号議案の質疑を終了いたします。
次に、第27号議案を審査いたします。執行部に説明を求めます。

◎第27号議案 佐賀市重度心身障害者に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 説明

○村岡委員長

それでは、ただいまの説明について委員の皆様からの御質疑をお受けいたします。御質疑ある方、挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では、御質疑はないようでございますので、第27号議案の質疑を終わります。

では次に、第1号議案を審査いたします。

まず、歳出3款1項について説明を求めます。

◎第1号議案 令和5年度佐賀市一般会計予算中、歳出3款1項関係分 説明

○村岡委員長

それでは、ただいままでの説明につきまして委員の皆様からの御質疑をお受けします。

1時間を過ぎていますので、質疑まで行って休憩を取りたいと思います。

○松永憲明委員

197ページ、社協への委託事業の件なんですけれども、これは人数が何人増えて総人数が幾らになっているのか、それを教えてください。

それから、校区社協への配置があるのかないのか、それも含めてお願いします。

(発言する者あり)

○村岡委員長

197ページの一番上の二重丸、地域課題相談支援体制についてです。

○坂井福祉総務課長

197ページの一番上の二重丸の地域課題相談支援体制整備事業についてということでございますけれども、これは佐賀市社協のほうに委託しておりますということでも申しましたけれども、社協のほうにコミュニティソーシャルワーカーを13名配置しております、その分の人件費。それとあと、福祉まるごと相談窓口を設置しておりますが、基本的に常駐として2名の職員を配置していただいておりますが、あと、このコミュニティソーシャルワーカーも業務が関連するということで兼務という形で配置してもらっているところでございます。

○福祉総務課職員

まず、福祉まるごと相談窓口につきましては専任の相談員を2名配置しております。それから、コミュニティソーシャルワーカーにつきましては、今、社協の本所のほうに集約しておりますけれども、この人件費につきましては13名で算出しております。以上でございます。

○坂井福祉総務課長

福祉まるごと相談窓口は当初から2名配置でございますが、コミュニティソーシャルワーカーにつきましては、令和4年度が11名から13名に増えております。以上でございます。

○松永憲明委員

そうすると、13名の方は各校区社協じゃなくて本所のほうにおられて、そしてあと、アウトソーシングの形で出向いていかれるという形になっていますかね。

○坂井福祉総務課長

このコミュニティソーシャルワーカーは校区社協の中にとということじゃなくて、あくまで市の社協としてCSWということで配置していると。それで、この活動としましては、こちらから出向いていくというのを基本として活動しているところでございます。

○村岡委員長

ほかに御質疑ないですか。

○福井委員

毎回、この民生委員・児童委員についての問題については多分恐らく繰り返しになってくると思うんですけど、欠員が19人ということでございましたよね、545人のところが526人と。今年度におけるこれの補充についての考え方というか、対策というか、その辺のことはどのように考えられているのか。

その一環として、例えば、自治会長の兼任というのはないのかなと思うんですけど、その辺の実態とか、そういうものを含めて2点お伺いいたします。

○坂井福祉総務課長

私は先ほど説明のときに、1月末現在で欠員が19名ということでお話ししました。

実態をお話ししますと、1月末の状態ですけれども、単純にその後でいうと、欠員数でいいますとマイナス4プラス1、いわゆる新たに4名の方のお名前が挙がってきました。それで、1名の方は残念ながら体調不良で退職するという事で言われています。その方は市のほうには推薦届等の書類は出されていますが、まだ委嘱までは——先ほどの19名をベースにしますと、1名の方はその後、委嘱まで終わっておりまして、プラス4の残りの3名の方はまだ今、途中でございまして、そのように民生委員の欠員状況につきましては随時動くものですから、私どもは引き続き民生委員の会長、あと、自治会長あたりには引き続き欠員がないようによろしくお願ひいたしますということで話をしております。まだ欠員はありますけれども、私どもは今後も、できれば、また新しい人が見つかったよということで委嘱されることを期待しているところでございます。

○村岡委員長

あと、自治会長との兼任。

○福祉総務課職員

自治会長の兼任状況なんですけれども、1月末時点の526名の委員数のうち34名が自治会長と兼務されているということで把握しております。以上でございます。

○福井委員

今、社会情勢も、かなり高齢化が進んだりなんかしていて、民生委員にいろいろ要望されるというか、そういう課題が結構多くて、独り暮らしのところを訪ねていったらお亡くなりになっているとか、いろいろ非常に危機的な状況に直面するような場合がある。そうすると、やっぱり自治会長と民生委員というようなことだといいいんですけど、女性の民生委員一人なんかになってくると、なかなか大変なこともあったりして、全体的な体制というものが非常に危惧されることもあります。足らんとところは福祉協力みたいなこともあるんだけど、私たちが見る範囲ではまだまだそこは不十分だと思うので、その辺のことに對する指導というか、その辺はどのようになさっておられるのか、この点だけをもう一度確認させていただきます。

○坂井福祉総務課長

確かに委員が言われるとおり、実際、民生委員は成り手がなかなか不足しているというのに加えて、業務そのものも大変になってきているというところは私どもも感じているところでございます。

民生委員につきましては研修というのも行ってございまして、例えば、今回、12月1日で一斉改選を行っておりますが、大体半数ぐらいの方が新任に替わられています。新任については、まず真っ先に市と県とそれぞれで研修会を行って、いわゆる民生委員の活動の基本といいますか、心がけとか、そういうのも含めて研修も行ってございまして、年度の途中でも研修等も必要に応じて行っているところですので、その辺で、私どもは支援しているというところでございます。

○村岡委員長

では、ほかに御質疑のある方はいらっしゃいますか。

○川副委員

補足説明資料の6の8番目で奉仕員養成研修事業ということで、手話奉仕員もありますけど、大体奉仕員は何名を目標にされているのか、お願いします。

○上野障がい福祉課長

今度全障スポで全国からお見えになるということで奉仕員の養成、佐賀市だけではなくて県内全域で進めているところなんですけれども、県の聴覚障がい者のサポートセンターのほうを中心になって進められておりますけれども、そこでお伺いすると、県内全体で400人程度を確保したいと。手話奉仕員ということで、完全に手話ができる人ということばかりじゃなくて、片言、少し勉強された方とか、ボランティアも含めて400人ですけれども。

ただ、実際、今、県のほうに登録があるのは、通常、ふだん活動をされている方というのは100名程度しかいらっしゃらないということで、その残りをボランティアを含めて養

成していこうということで、ここ数年、取組をされているところです。

これを人口比で見ますと、佐賀市のほうでおよそ80名程度の確保が必要なのかなということで取組を進めています。

この手話奉仕員の養成講座は大体15人前後ぐらいのグループで養成しています。それを1年に1回しかしていなかったんですけども、佐賀市としても確保していかないといけない、養成していかないといけないということで、それを2枠に増やして今まで取り組んできたところです。来年度3グループをつくるにはしていますけれども、それでおおむね——佐賀市の単純人口比での案分ですけれども、佐賀市の割合としては、そこで奉仕員養成というところは数としてはできるかなというところは思っております。

ただ、その方たちが本当に実際活動に——今県のほうでボランティア登録の事務を進められていますけれども、そちらのほうに積極的に御案内して継続的にボランティア活動をしていただけるように働きかけをしているところでございます。

○川副委員

分かりました。

もう一つ、資料6の一番下、発達障がい児の支援事業の中で、発達障がい児の保護者を対象ということですが、発達障がい児の年齢は関係あるのか。それと、教室ということを書いてありますが、大体人数的に何人をめどに開かれるのか、お願いいたします。

○上野障がい福祉課長

親子教室とか、こちらの10番目に書いている発達障がい者家族支援事業という部分は、前向き子育て佐賀という所に委託してトリプルPというような手法を用いてやっているところなんですけれども、そういった講演会とか講座とかを開くものです。こちらは基本的に未就学児（14ページで訂正）のお子様、小学校に入る前の段階のお様が中心になります。これとは別に、親子教室ということで整肢学園に委託したり、先ほどちょっと御紹介しましたが「あいあい」教室ということで今年から始めておりますけれども、そちらのは市の直営でやっていますけれども、そういったいろんな教室がありますけれども、それぞれ一教室当たり10人から15人程度のグループの単位で、それを何回かの教室に分けて、「あいあい」教室ですと、3回コースでそういう講座をしたり、それから、講座が終わった後には、その後のフォローということでまた保護者に集まってもらって、仲間うちで話をして交流してもらい、その中でいろんな気づきを深めてもらうというふうな活動をさせてもらっているところです。

○村岡委員長

ほかに御質疑のある方。

○山下委員

201ページの——これはどこで言われたんですかね、コミュニケーションボードとか言われていたところは資料等作成ですね。これは、そのものを作るということを言われてい

たと思うんですが、それだけじゃなくて、必要な人が必要のようにダウンロードできるような仕組みというの也被えられているかどうか。

○上野障がい福祉課長

これは啓発の意味を含めて、そういった事業者だったりとか、実際の避難所だったりとかいった所に、作って直接お配りしようと思っっています。

その内容については、もちろん、ホームページ等でもダウンロードができるようにしたりとか、そういったのは当然していききたいと思っっています。以上です。

○山下委員

物を作ったらずっと固定的になりがちなので、できれば、そういうふうダウンロードができるシステムを使ってアップデートができるようにして、いろいろと加えたり、何か頻度が高いものに集中するとか、いろいろなものを組み合わせたりすることができるようなこととかも考えて、必ず見直してアップデートができるようにということはずひやっていたきたいと思っますけれども、その辺は。

○上野障がい福祉課長

御指摘のとおり、常に見直し、1回作った限りでそれが一番最適というわけでもないし、いろいろな使い方、個人が使われるとか、活用の幅が広がると思っますので、たくさん事例が、ほかの市でも作られていてどういふ形がいいんだろうかというのはまだ考えているところですがけれども、そういったのを参考にしながら、1回で終わらなくて、その見直しとか新しい情報とかを取り入れながら活用していただけるように検討していききたいと思っます。以上です。

○村岡委員長

ほかに御質疑のある方はいらっしゃいますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに御質疑がないようですので、職員の入替わりをお願いいたします。

では、このタイミングで5分だけ休憩を取って、30分に再開したいと思っます。

◎午前11時26分～午前11時32分 休憩

○村岡委員長

それでは、福祉教育委員会を再開いたします。

冒頭に、先ほどの説明で訂正する箇所があるということで申入れがあっっておりますので、発言を許可します。

○上野障がい福祉課長

先ほど私の説明の中で、保健福祉部6の資料で、発達障がい者及び家族支援事業、親子教室の対象年齢はということで御質問いただいた中で、発達障がい者及び家族支援事業、前向き子育て佐賀でトリプルPの講座があるということで申しまして、その中では、未就学児を対象にということでお話しいたしました。恐れ入ります、未就学児じゃなくて12歳

までのお子様ということで対象にさせていただいています。それ以外の親子教室というのをまだ別の事業でさせてもらっていますけど、そちらのほうは未就学児のお子様を中心に受入れをさせていただいているという状況でございます。大変失礼いたしました。おわびします。

○村岡委員長

川副委員よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、審査のほうを続けてまいります。

次に、3款2項、4項及び5項について説明を求めます。

◎第1号議案 令和5年度佐賀市一般会計予算中、歳出3款2項～5項関係分 説明

○村岡委員長

それでは、ただいまの説明について委員の皆様からの御質疑をお受けいたします。御質疑ある方は挙手をお願いいたします。

○松永憲明委員

保健福祉部7の資料のところで、街なか元気アップ教室、昨年の実績を教えてください。

○伊東高齢福祉課長

まず、令和3年度の実績なんですが、街なか元気アップ教室を1教室実施しております。人数は9名となっております。

令和4年度につきましては、これは同じ1教室で14名の参加ということになっております。以上です。

○松永憲明委員

それで、これは大分前から事業が行われてきたところだと思うんですけども、人数的にあんまり伸びていないなというふうに思うんですね。

今後ともこれはずっと継続してやるということになるのかどうか、そこら辺はどういう検討がなされたんですかね。

○伊東高齢福祉課長

実は、昨年も参加されている方にアンケートをお取りして、こちらの売りとしては買物ができますよということで、今、エスプラッツで教室をやっております。エスプラッツ教室が終わった後に買物されて送迎で送っていくということなんですが、アンケートを見たら、本当に買物が必要かと聞いた場合、そんなに買物が必要でもないという方が多かったです。ですので、そういった意味では事業の方向性というのを検討する時には来ていると思うんですが、ただ、この事業は意外とすごく虚弱な方、介護保険一步手前の方がすごく多く参加していらっしゃいますので、その方々が買物じゃなくて、例えば、うちでいうとセンター版元気アップ教室で運動だけでも大丈夫だよというのが確保できたら、この教室からセンター版元気アップ教室に変わるということも検討する時期かなとは思っております。

す。以上です。

○松永憲明委員

それぞれの地域のところで行う元気アップ教室等の充実が求められていくんじゃないかなと思うんですね。そういったところにシフトしていくように、今後、検討をお願いしたいなと思います。以上です。

○村岡委員長

では、ほかに御質疑のある方。

○山下委員

最初の説明のところ、要するに、全体の減額の説明のところ、県との関係を言われましたよね、地域福祉空間の。あれは前に聞き取りをすることでつかんで翌年に計上していたのを、そうではなくなったという、そこら辺の経緯といいますか、何か不都合があったのかとか、また、そうすることで何か影響が出やしないかという点ではどうなんですかね。

○伊東高齢福祉課長

こちらについては、佐賀市としては、これは県の財源を活用した間接事業となっておりますので、一般財源は発生しておりません。県として——すみません、詳しい理由はあんまり聞いていないんですが、こちらの事業は事前に調査して、その施設に対して、翌年度、予算を計上しているんですが、実際は大体毎年数が変わります。辞められる方、それと、改めて募集したらまた手を挙げられる方がいらっしゃいますので、そのたび市も県も補正予算で対応しておりました。だから、言えば、事前に調査しても、本年度に調査しなくても補正予算は必ずやっぱり上げなくちゃいけないということなので、その辺の事務手続によるものなのかなとは私は思っております。以上です。

○山下委員

ということは、施設側、事業者側にとっては、特にそれで不都合になるということはないですか。

○伊東高齢福祉課長

そうですね、事前に調査して翌年度にちゃんとした募集をかけるという意味では、施設側としては募集のときに手を挙げてもらえばいいということなので、それについては何ら影響はないと思っております。

○村岡委員長

ほかに御質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに御質疑がないようですので、ちょうど12時を過ぎましたので、一旦昼休憩に入りまして、午後からは4款1項の審査に移りますので、よろしく願いいたします。

1時5分に再開いたします。お疲れさまでした。

◎午後0時05分～午後1時04分 休憩

○村岡委員長

それでは、皆様おそろいでございますので、福祉教育委員会を再開させていただきます。
では続きまして、4款1項についての説明を求めます。

◎第1号議案 令和5年度佐賀市一般会計予算中、歳出4款1項関係分 説明

○村岡委員長

それでは、ただいまの説明について委員の皆様からの御質疑をお受けいたします。御質疑ある方、挙手をお願いいたします。

○諸富委員

3番の資料の271ページの母子手帳作成経費のところですが、ほかにもあるんですが、重層的支援体制整備事業交付金が使われていると思うんですけど、重層的支援というと、課を越えて重層的な取組をするための事業に使われていると理解しているんですけど、母子手帳の作成からこういったところに連携して重層的な支援が行われているかとか、そういう意識は持ってあるのでしょうか。

○古田健康づくり課長

この事業は母子手帳作成経費となっていますけれども、実際かかる経費が母子手帳の作成にかかる経費でありまして、予算の費目上、母子手帳作成経費となっております。

ここで重要なのは、交付する時点、そのタイミングを捉えてしっかり面談して、いろんな困り事とか悩み事、そういったものをうちのほうで把握すると、そこに主眼を置いております。まず、妊娠された方々が一番最初に接する窓口でございますので、そこでしっかり把握すると、そういった意味で重層的支援体制の一部を担っているものというふうに理解しております。

○諸富委員

母子手帳の申請に来られるとき、何か問題を抱えていらっしゃる妊婦さんとかを最初にアプローチする大切な場というのは認識しているんですけど、課内で、庁内で重層的支援体制整備事業を使っているほかの事業と連携はされていますか。

○健康づくり課職員

昨年から重層的支援体制事業費を使ってうちのほうで助産師を雇用しまして、今、窓口で対応していただいているんですけども、今のところ、いろんな背景の中で、妊婦さんに他課とまたがるような内容がまだ出てきていない状況です。どちらかという、子ども家庭課のほうとかは独り親のところとかに御案内したりとか、家児室を案内したりとかというのはあるんですけども、妊婦さんと同居されている方が介護を一緒にされているとか、そういうことで重層的にいろんな課にどんどんつなげるようなところは、今のところはまだ出てきていない状況です。多分今後はこの重層的支援体制がもっとうまくいけば、そういうのもどんどん出てくるのかなと思っていますけれども、現在のところ、今、他課等の連携というのはないです。以上です。

○諸富委員

今はないということなんですけど、いずれあるかもしれないというところを想定した連携というのは考えていらっしゃるのでしょうか。

○古田健康づくり課長

おっしゃるとおり、今現在、実績としてはまだ出ていませんけれども、出てくることは十分に考えられますので、そのようにしっかり備えていきたいというふうに考えております。

○村岡委員長

ほかに御質疑のある方。

○山下委員

279ページの自殺対策計画策定経費で10年計画のうちの間見直しを行うということなんですが、この間の経緯とかも踏まえて、見直しで新しく観点として盛り込むこととか、何か考えてあることがあったらお示しいただきたいんですが。

○健康づくり課職員

自殺対策計画についてですけれども、自殺総合対策大綱という国のほうの計画になるんですけれども、そちらのほうの見直しが行われております。

それで、市の計画に対しましては、国の計画と整合性を取るといような形になっておりますので、国の大綱を市のほうにも変わったところ等を反映していきたいと考えております。

国の大綱では、今回、国のほうも10年計画のうち5年ほど経過しまして、その5年間に自殺に関する状況とか、変わった部分を反映されております。例えば、子どもや若者の自殺が増えたと。あとは、助成に対する支援、コロナ禍で仕事をなくされたとか、そういったところで自殺につながるというところもありましたので、そこら辺の支援の強化を国のほうで見直しをされております。そこを市のほうにも落とし込んでいくというふうな形になります。

市の作成をするに当たっては、令和5年度の当初に国のほうから策定のガイドラインが出されるようになっておりますので、そこら辺も踏まえながら見直しのほうをやっていきたいと考えております。以上です。

○川崎委員

あわせて275ページの自殺対策強化学業費の補助なんですけれども、ホームページを見ていたら、令和元年の20歳以下の自殺者数が4人、学生・生徒が6人ということですから、結構若者も多いんだなと。

この事業の具体的な内容ですね。特に、学生・生徒への支援とか対応はあるのか。先ほどは支援の強化と言われましたけど、こういった若者に対してはどう具体的にどのようなことをされるのか、御説明ください。

○健康づくり課職員

自殺対策の事業ですけれども、先ほど資料3の275ページにあります、補助金を受けられるものとしましては、メンタルヘルス関係の研修会ですとか、あと、市のホームページのほうで「こころの体温計」、こちらはホームページを通じて御自身の心の状態を把握できるシステムですけれども、それにかかる経費、あとは自殺対策に関する啓発、ぶんぶんテレビでの広報ですとか、パンフレット関係の配布、9月や3月の自殺対策の週間や月間がございましてけれども、そのときに商業施設などでキャンペーンを行って、自殺の相談先を記載しましたチラシの配布ですとか、そういったものを行っている経費のうち、2分の1を県のほうからもらっている分がその補助金に該当します。

その中で、若者とか、あとは子どもとか、そういったところへの対応ということになりますけれども、計画の中で、子どもに関しましてはSOSの出し方などの教育とかを盛り込んでおります。そこにつきましては教育委員会が対応はしているんですけれども、学校のほうでそういったSOSの出し方に関する教育の授業とか、そういったものを取り組んでおられて対応している状況でございます。以上です。

○山下委員

同じく279ページの下のほうの感染症予防経費なんですが、これは例年とあまり変わらないことなのか、例えば、コロナを経て——一応5月8日で5類になるということなので、経てとなりますよね。いろいろこの3年間に経験したことも踏まえて、平時からある程度いろいろな感染症対策として考えておかなくはないことだとか、そういったものなんかは少し想定されたりしているんでしょうか、それとも、決まったことだけの状態なんですかね。何か考え方として盛り込まれたりしていますか。

○古田健康づくり課長

この感染症予防経費は、食中毒の対策ですとか結核検診事業、それから、新型インフルエンザ対策事業といまして、備蓄している消毒液等の定期的な入替え、そういったことをやっている経常的な経費でございますので、現時点ではコロナの状況が反映してくるという形にはなっておりません。

○村岡委員長

では、ほかに御質疑のある方。

○諸富委員

275ページの不妊治療助成事業のところなんですけど、令和4年4月から保険適用ということではありますが、不妊治療を受けていらっしゃる方からは、保険適用になったことで、保険適用外の治療とか薬が完全に自費になって、逆に自己負担が増えて大変という声も聞こえてはくるんですけど、そういった声というのは市のほうには届いていますか。

○古田健康づくり課長

お答えいたします。

そういった声は届いております。

不妊治療が保険適用になる時点で、さっき言ったように、新たな助成はもうしないということを決めるに当たって、そういった声等も考慮したんですが、基本的に、国が保険適用する不妊治療というのはきちんとした知見に基づいて範囲を決定されているというふうに理解しておりますので、それを超える部分についての助成というのは、うちのほうでは見送りをしたところです。

この保険適用の範囲も知見が進むにつれて、いろんな新しい治療方法も開発されてくると思うんですけども、それにつれて多少広がってくるのではないかというふうにも見ておりますので、その範囲については保険適用の状況、国の制度の推移等を見守っていきたいと考えております。

○村岡委員長

ほかに御質疑ありますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに質疑がないようですので、以上で第1号議案の質疑を終わります。

それでは次に、特別会計のほうに移りますので、職員の方の入替えをお願いいたします。

◎執行部入れ替わり

○村岡委員長

それでは、第2号議案を審査いたします。執行部に議案の説明を求めます。

◎第2号議案 令和5年度佐賀市国民健康保険特別会計予算 説明

○村岡委員長

それでは、ただいまの説明について委員の皆様、御質疑があれば挙手をお願いいたします。

○山下委員

話が行ったり来たりしそうなんですけど、先ほど説明で、今回は税率、税額据置きということをおっしゃいましたよね。どういう状況なんですか。それは県が示してきた数字がそういうことだったということなのか、佐賀市の何か判断があったのかというあたりはどうなんですか。

○馬場保健福祉部副部長兼保険年金課長

保険税の算定に当たっては、まず、県のほうから標準税率というのが示されるわけがございますけれども、今回の算定に当たりましては、やはり後期高齢者医療の対象者が増加するということで、後期高齢者の支援基金の分が7,000万円ほど増加するというので、そういったことを基に計算された標準税率が現行の税率より上がってくるということで県から示されました。1人当たりの保険税額で申しますと、差額が724円ほど上がる、1世帯当たりでいいますと1,162円、これは医療分と後期高齢の分の保険税でございますけれども、こういった形で標準税率が示されました。

それで、これを現行の税率のまま据え置くとした場合には約6,000万円ほどの財源不足ということになりまして、その不足する分を、今、国民健康保険の基金が2億9,000万円ほどございますので、その基金を6,000万円ほど取り崩しまして、この不足する6,000万円に充てることで現行税率のままいきたいということを国保の運営協議会とかがありますけれども、そういったところにお示しして、結果的に、市としてはそういう方向で据え置いたというところでございます。

○山下委員

確認ですが、国保の基金が2億9,000万円とおっしゃいましたか、2億6,000万円ですか。

○馬場保健福祉部副部長兼保険年金課長

2億9,000万円です。

○山下委員

ということは、国保の運営協議会のほうで国保の基金から繰り入れてでも上げるのはやめて、据え置くべきじゃないかという意見が出たということですかね。

○馬場保健福祉部副部長兼保険年金課長

どちらかといいますと、県のほうから示された標準税率については均等割とかが増加ということで、むしろ、低所得者のほうに負担が多いような状況でございまして、こういった昨今の物価上昇とか経済的な中で、この中で上げるというのはなかなか、低所得者に負担を求めるのは厳しいというところで、今年については基金がある程度ございましたので、それを入れて据え置きたいですがというところで、逆に国保運営協議会のほうにお諮りしたところなんです。運営協議会の委員の方についても、その案で行っていただきたいというところで考えを確認できましたので、それを受けて、市としても据置きという決定をしたところでございます。

○山下委員

大変いい判断をされたと思います。

それで、普通こういうときは、こういうふうなのが来たのをこうしますというので資料が来ると思うんですが、資料が入っていなかったようだったので、できれば、今の標準税率を示された分と佐賀市としてはこうなんだというところはきちっと資料として示していただきたいと思いますが。

(「ちょっとお時間をいただいてよろしい……」と呼ぶ者あり)

○村岡委員長

これは出さないと審査できませんか。

○山下委員

いやいや、ただ示してもらいたいということで。今の根拠となる部分をきちっと、言葉だけじゃなくて、後期分がどうだとかいろいろ言われた部分分かるように。

○村岡委員長

では、委員の皆さんよろしいですか。

(「運営協議会に示した資料でよろしいですか。そしたら……」と呼ぶ者あり)

じゃ、すぐ出せるなら準備いただき……

○山下委員

そういう中で据置きにされたということはとてもよかったと思うんですが、一方で、5ページの歳入のところ、コロナでの所得減は見込んでいないということで2,700万円ですかね、前年よりも増やした収入見込みになっていますよね。そこら辺は、現実、例えば、今、賃上げだとかというニュースはいろいろあってはいますが、国保に加入されるような世帯のところの中小、零細の方たちなんか収入が増えるというふうな見込みはそんなに立つのかなというのが疑問だったりするんですけども、その辺はどんなふうにご考えられたのでしょうか。

○馬場保健福祉部副部長兼保険年金課長

増やしたというよりも、例えば、今までコロナ関係で2%とちょっと低めに見積もっていたんですけど、実際、コロナの影響がなかったというようなこともあって、今回については下げ見込みをなくしたというところで、例年より上げているということでもないわけでございますけれども。

○村岡委員長

ほかに御質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

資料は後もって確認させていただきたいというふうに思いますので、審査のほうを続けたいと思います。

それでは、御質疑はないようでございますので、続いて第3号議案の質疑に入りたいと思います。執行部に議案の説明を求めます。

◎第3号議案 令和5年度佐賀市国民健康保険診療所特別会計予算 説明

○村岡委員長

それでは、ただいまの説明につきまして委員の皆様から御質疑をお受けいたしますので、御質疑ある方は挙手をお願いいたします。

○山下委員

ちょっと早口だったので、もう一回お聞きしたかったのは、新たな医療用機器のところですね。もうちょっと説明いただきたいんですが。

特に、耐用年数を越えた分がどれで、それから、コロナの関係で新たに整備するというふうになったのがどれかということをお願いします。

○馬場保健福祉部副部長兼保険年金課長

まず最初が、血液の分析等を行う臨床化学自動分析装置というのがございます。これは診療所ができました平成14年度に購入したもので、もう20年以上が経過しておりましたの

で、更新するものでございます。

それから、歯科デジタルパノラマエックス線装置、これは歯の全体をエックス線で撮る装置でございまして、これも診療所が今の現地に建った平成14年に購入したものですので、更新を行うものでございます。

それから、感染症分析装置でございますが、これはインフルエンザやコロナなど、感染症の検査をする機器でございまして、簡単に言いますと、PCRと抗原検査の中間ぐらいで、抗原検査よりも正確で早く検査ができるというものでございます。これは昨今の医療状況を見ながら、新たに購入すると決めたものでございます。

それともう一つが、歯科の電子カルテにつきましても8年以上を経過しているというところで、新たに更新を行うものでございます。以上でございます。

○山下委員

はい、分かりました。

最初の2つが20年を超えたというのは、耐用年数が20年なんですか。耐用年数は何年なんですか。

○馬場保健福祉部副部長兼保険年金課長

これは一般的な話でございますが、医療機器は大体7年程度が減価償却とされております。ただ、メーカーによっては部品がなくなったりとかということがあって早くなることもございます。

ただ、この機器については維持管理で毎年点検しておりまして、それで、まだ正常に動くという判断をしている間はできる限り使うようにしております。以上でございます。

○村岡委員長

では、ほかに御質疑ある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では、ほかに御質疑はないようでございますので、第3号議案の質疑を終わります。

次に、第4号議案を審査いたします。執行部に議案の説明を求めます。

◎第4号議案 令和5年度佐賀市後期高齢者医療特別会計予算 説明

○村岡委員長

それでは、ただいまの説明について委員の皆様からの御質疑をお受けいたします。御質疑ある方、挙手をお願いいたします。

○山下委員

後期のほうは保険料は変化していますか。

○馬場保健福祉部副部長兼保険年金課長

後期高齢者医療については2年ごとに保険料の改定がありまして、今年度と来年度の分ということで変わっています。金額的には、均等割が5万4,100円で、所得割が10.23%、賦課限度額が66万円となっております。これは来年度までで、令和6年度にまた改正があ

るかと思えます。

○山下委員

特別徴収は100%だと思いますが、普通徴収の状況はどんなですか。

○馬場保健福祉部副部長兼保険年金課長

特別徴収は収納率100%ですけれども、普通徴収については、令和3年度の実績になりましてけれども、99.45%になっております。新年度の見込みとしては99.51%というところで見込みを立てているところでございます。

○山下委員

ちなみに、給付制限等、ペナルティーを受けてある方がありますか。

○馬場保健福祉部副部長兼保険年金課長

給付制限はありません。

ただ、差押え等については、令和3年度の実績で申しますと118件ありまして、今年度については、1月末現在ですけど、96件ほどあります。以上です。

○山下委員

保険証は全部に行っているということでしょうか。

○馬場保健福祉部副部長兼保険年金課長

給付制限をしていないということは、もう全部に行っているということでございます。

○村岡委員長

では、ほかに御質疑ある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、御質疑はないようでございますので、第4号議案——すみません、これから資料を配付いたします。先ほど資料請求があった分であります。

◎追加終了配付

○村岡委員長

御覧いただいた上で、何か補足して言うことは特によろしいですか。

○馬場保健福祉部副部長兼保険年金課長

資料のページ数が多いものであれなんですけれども、見ていただくところとしましては、ページ番号を振った13のところの方針でございまして、ここに先ほど私が御説明しました方針を書いております。

そして、先ほどの標準税率等の差等については11ページに載せておりますけれども、11ページの現行税率というのが現在の税率で、その下の黄色といいますか、クリーム色で塗っているところが県から示されました確定係数でございます。

例えば、医療給付費分でございますと、所得割は若干落ちておりますけれども、均等割、平等割が上がって、後期高齢についても均等割、平等化が上がるといふようなところで、先ほど言いましたように、1人当たり直しますと増額傾向というところが出ておりまし

た。これにつきまして、先ほどの13ページのとおり据え置くというような決定を下したところでございます。

○山下委員

やっぱり見たほうがよく分かりやすいので、ありがとうございます。

それで、県が標準税率を示して、結果、こうやって上がるということになって、県内の状況ですよね、上がったところとか据え置いたところとかという動向はつかんでおられますか。

○馬場保健福祉部副部長兼保険年金課長

県内の状況としましては、据置きが16市町で、引上げが鳥栖市、多久市、小城市の3市で、逆に引下げが江北町の1町、合計20市町となります。

○山下委員

すみません。江北の引下げは、標準税率上の引下げでもなく独自で引下げであるかどうか、その辺はわかりますか。

○馬場保健福祉部副部長兼保険年金課長

独自引下げです。

○山下委員

今回、独自で判断して据置きをされた、県内でも16市町がそういう判断をしてあるということなので、この中で上げるというのはやっぱりきついということは皆さんがそのように判断されたんだと思うんですが、江北のように下げることできるんだなというのは一方ではあるわけで。つまり、広域化して標準税率を示されたら絶対それに倣わんといかんというふうなことではなく、やっぱりその市町で判断しながら下げたり、据え置いたりできるということは、今回、実践を通じて見えてきたので、本来はもう一歩頑張っただけよかったよねという感じはちょっとしているんですが、その辺は。

○馬場保健福祉部副部長兼保険年金課長

ただ、基本的には、令和9年度に県内の保険税率一本化という目標がございまして、県のほうもそれに向かったような形で標準税率の割合とかも考慮している部分がありますので、基本的にはそれに合わせるのが一番いいんですけど、今回については据え置くこととした結果でも、そこまで標準税率との差が大きく開かなかったもので、来年度とかを考えるに当たっても影響がないだろうというようなところも判断した結果になります。

ただ、今後、令和9年度に税率を統一するときに急に上がったりしないように、そういったところは段階的に見ていく必要があるかと思えます。

○村岡委員長

すみません、これは2号に戻りましたが、ほかはよろしいですか。

○福井委員

上がった鳥栖、多久、小城はどれぐらいの上がりになっていますか。

(「資料がここになくて、確認してお答えはできるかと思えますけど。ちょっとお時間をいただき……」と呼ぶ者あり)

○村岡委員長

じゃ、確認を。それまで審査を止めますか。福井委員、これは上がった金額が審査に影響……

(発言する者あり)

じゃ、後もって確認の報告をいただくということで——まだ研究会もありますので、よろしいですか。

○山下委員

国保の運営協議会のはホームページに多分公開されているでしょうから、見れば分かる話ではあるんですが、やっぱり新しい年度の税率をどう考えるかというあたりに関しては、できれば毎回当初予算のときには資料としてぜひ提供してもらえるように——方針を今度どう考えていますというのはぜひ示していただきたいと思いますが。

○村岡委員長

次年度以降ですね。

○馬場保健福祉部副部長兼保険年金課長

申し訳ございませんでした。今年度は据置きということもあって、お配りするのを失念しておりました。

今後については、おっしゃったように準備して臨みたいと思っております。

○村岡委員長

それでは、ほかに御質疑がないようでしたら、保健福祉部の審査を終了したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ここで3月末をもって退職されます大城部長と小峰事務長から御挨拶を頂戴したいというふうに思っております。

まず、大城部長のほうから。

◎大城保健福祉部長挨拶

○村岡委員長

では、小峰事務長。

◎小峰事務長挨拶

○村岡委員長

大城部長、小峰事務長、長い間本当にお疲れさまでございました。ありがとうございます。

すみません、先ほどの分の報告をよろしいですか。

○保険年金課職員

税率なんですけれども、税率が医療分、後期分、介護分とあって、それぞれ所得割、均等割、平等割とありますので、9つの項目に分かれています。

江北町が唯一引下げされているんですけれども、まず医療分の所得割率が令和4年度が10.1だったのに対して令和5年度が9.9、医療分の均等割額が2万6,000円が2万5,500円、医療分の平等割額が3万5,800円が3万5,000円。次に、後期分の所得割率が2.9が2.8、後期分の均等割額が7,400円が7,200円、後期の平等割額が9,600円が9,500円。介護分の所得割率が2.3が2.2、均等割額が9,600円が9,400円、平等割額が5,100円が5,000円となっています。

上がっている鳥栖、多久、小城も答えたがよろしいですか。

(「それを聞いた。そっち」と呼ぶ者あり)

そしたら上げている——鳥栖が医療分の所得割率は8.79のまま、均等割が2万2,800円が2万4,800円、医療分の平等割が3万1,500円が2万9,900円、これは下げられていますね。後期の所得割率が2.68が2.79、均等割が7,600円が8,800円、後期の平等割が9,400円が9,700円。介護分の所得割率が2.40が2.35、均等割が1万300円が1万600円、平等割が6,100円が6,100円、そのままです。

次に、多久市が医療分の所得割率が10.25が10.02、均等割が2万4,800円が2万5,400円、平等割額が2万8,200円がそのまま。後期分の所得割率が2.85はそのまま、均等割額6,700円が7,100円、平等割額が7,300円が7,600円。介護分の所得割率が2.08が2.11、介護分の均等割額が8,800円が9,200円、平等割額が4,200円が4,400円。

最後に、小城市が医療分の所得割率が9.8が9.4に下げられています。次に、均等割額が2万8,300円が2万9,100円、平等割額が3万4,000円が3万3,700円。後期分の所得割率が2.9が3.0、均等割額が7,500円が8,200円、平等割が8,400円が8,900円。介護分の所得割率が2.5が2.6、均等割額が9,100円が9,000円、平等割額が5,400円がそのままとなっています。以上です。

○村岡委員長

それでは、御説明いただきましたので、執行部、職員の方は退室されて結構でございます。お疲れさまでございました。

◎執行部退室

○村岡委員長

現地視察の御希望というのはございますでしょうか。

○山下委員

現地視察ではないのですが、ただ、時間がないよねと思いつつですが、第21号議案ですかね、条例の件で、前に意見を聞いたらどうですかと提案したじゃないですか。やっぱり検討会の傍聴はほかの皆様はされていないですよ。それで、誰を呼んだらいいか分からんという話もあったんですが、例えば、検討会の皆さんは、結論は棚上げ状態で終わってあるわけだから、ある意味、どっちかに固まっているわけでもないから、検討会の方たち

の意見を聞く場というのが何か持てないものですかねというのがちょっと、何か本当にこのまま行ってしまっていていいのかなという気がとてもしているんですけども。もちろん、相手のあることではあるんですがね。

○村岡委員長

そこまで含めて、執行部から議案を上程されて、それを審査する機関として議会があるわけでございますので、あくまで提示された材料の中で審査をするというのが基本線ではないかなというふうに思います。

○山下委員

審査をする中で、要するに、現場の意見を聞いたかとよくあちらには言いますが、私たちが聞かんばいのかのじゃないかという場面ではないかなと思うんですよ。つまり、又聞きではなく、委員会として本当にやりとりができたほうが、このまま行ってしまっていていいのかなという感じをとっても持つわけなんですけど。

○村岡委員長

その点については、当委員会で5月に議会報告会をもってこのコミュニケーション条例に関係する団体の方をお招きして、今回出ているような手話だけではなくというような御意見もその時点で既にしっかりお伺いした中で、これまで執行部が時間かけて提案してきた議案だというふうに認識しておりますので。

今日も改めて執行部から説明がありましたとおり、きちんと内容が2本立てである、この内容については検討委員会でも御理解いただいていると。そこを首をかきげられても、執行部の説明としてはそうです。それで、内容を御理解いただいたというところから議案の上程になっていっているわけでございますので。中身を示す言葉として、タイトルとしては2本立ての両方を併記していると、そういう説明であったかと。

○山下委員

いや、だから、傍聴して、現実に目の前で見たやりとりがあるのでなんですけど、その内容のことも御理解いただいたというのは、確かに御理解といえば御理解なんですけど、リアルなところ、100歩譲ってという雰囲気だったですよ。

最初に提起されていた当初の素案のときは、本当に議会から提案していたのと同じような空気で、そういう内容だったんですが、ずっと変わって行って、8月の最後のときというのは俄然、手話に関係することが盛り込まれていて。だから、率直に言ってバランスを欠く印象があるという意見もあったんですよ。だけれども、名称まで含めて手話が入ることによって、内容はこれだけ入っているんだからいいじゃないですかというふうな、名称までせんでいいじゃないですかとか、それから、せめて手話は後回しにしてくれんですかとか、本当にそんな意見が出ていたわけですよ。だから、傍聴していない方に私が伝えているというのも変なんですけれども、執行部が言っている言い方とリアルな感じは物すごくかけ離れているんですよ。だから、それを聞いてもやっているというふうに言われると、

ちょっと何かこの辺がわじわじするというか、本当にこのままでいいのかなという感じは私は持ちますよ。

せっかくの条例なので、みんなががっかりしないようにしたいじゃないですか。だから、我慢しなさいと説明して回るんじゃないでなくて、ああ、よかったねと言ってもらえるようにするにはどうしたらいいのかなというあたりをもう少し探りたい感じがするんですがね。5月に聞いたときはまだ検討会がないときなので……

○村岡委員長

今、発言で我慢というふうにおっしゃったんですけれども、内容が手話言語の普及という1本の部分と、コミュニケーションを取っていこうという2本立ての部分であって、手話を取り立てて上げているのではないというふうに何度も執行部は説明しております。しかも、8月の段階から、その後2回検討委員会を開催されているわけですね。その上で、その経緯を踏まえて執行部が提案してきた。当初の予定でしたら、これは12月の議会に出す予定だったところを、3月まで検討を重ねるということを出してきた案でございますので、まず、この点について委員の皆さんはどう判断されるかという部分においては、事立てて関係者の方の意見を聞くというよりかは、これまでの経緯を踏まえ、委員会としてまず判断すべきではないかなと。

この部分については意見の対立ではないですけれども、そういった部分が表面化しているというのが明らかでございます。これを差し戻して、手話言語を外したとした場合、また、当然カウンター形で要望というのが出てくることになると思います。ということであれば、これはあくまで私の考えですけれども、議会としてはそういった状況を踏まえた上で皆さんが納得するような、今日執行部も言っていましたけれども、通称、そういったものをしっかりと浸透させていくところに傾注するというふうな姿勢を示すべきではないかな。どちらかの意見のただの代弁者になるのではなくて、議会としてこの条例に求める理想的な部分というのを示してほしいというような形を執行部に求めるのは全然あれではないかなというふうに思うわけですけど。

これについては、本来は採決のときにお話しするような内容ではなかったかなというふうに思っております。

あした採決、まとめに入るわけでございますので、そういった点を踏まえた上で明日の採決に臨んでいただければというふうに思っております。

ですので、改めての確認でありますけれども、現地視察等は必要ないということによろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、福祉教育委員会を終了いたします。

次の委員会は明日午後1時半から採決、まとめに入りますので、採決に入れるよう整えてお見えいただきたいというふうに思っております。

令和 年 月 日
福祉教育委員長 村 岡 卓